

卸売市場法改正に係る市場の運営方式について 答申概要

1 はじめに

令和2年6月に施行予定である改正卸売市場法では、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となることから、平成30年9月に横浜市長が開設運営協議会に「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」諮問し、平成30年10月から5回に渡り協議会を開催して検討を行ったところである。

本答申は、開設運営協議会での検討の経緯・結果を取りまとめるとともに、その検討結果を踏まえて、「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」の諮問に対して、意見を申し述べるものである。

(1) 卸売市場をとりまく状況

少子高齢化に伴う食料消費量の変化や流通構造の変化等により市場経由率が低下し、取扱高は全国的に減少傾向で推移している。横浜市中心卸売市場の取扱高も、全国的な傾向と同様に減少傾向で推移しているが、全国でも大規模な市場であり、現在も市民の食生活にとって欠かすことのできない基幹的施設であることに変わりはないため、その機能・役割を維持していくことが必要であり、開設者には、取扱高の改善や市場の機能維持・活性化などについて、場内事業者と連携した運営が求められている。

(2) 横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に向けた取組経緯

近年の市場取扱高の減少等を受け、平成18年3月の包括外部監査において、今後の市場のあり方の検討を求める意見が出された。その後、開設運営協議会や市場関係者との協議・検討を経た結果、平成27年3月に南部市場を中央卸売市場としては廃止し（本場の補完施設として活用）、同年4月より横浜市中央卸売市場は「本場」及び「食肉市場」の2市場体制となった。

市場機能強化の一環として、本場水産棟を低温化施設に改修整備し、平成28年4月に供用を開始した。青果部では、狭い敷地の有効活用や品質・衛生管理の向上などの機能強化を図る予定であり、令和2年度から5年度の4か年にかけて工事を行う予定である。

2 卸売市場法改正の概要

改正卸売市場法は平成30年6月に公布され、令和2年6月に施行される予定である。

今回の改正は、国による食品流通構造全体の改善の一部であり、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしており、今後も流通の核として堅持すべきものであることから、卸売市場を含めた流通構造全体を合理化し、生産者・消費者双方のメリットを向上させることを目指している。

卸売市場に関しては、国による様々な規制を廃止すること等で、公平性・公正性・公開性を保ちながら、取引の自由度を高める改正となっており、改正卸売市場法の主な改正点は以下のとおりである。

- ①国による様々な規制を廃止し、開設者が各市場の特性に合わせて取引規制等を定めることが可能となるため、市場活性化のための創意工夫を生かした取組を実施できるようになること
 - ②国の指導監督権限等が開設者に付与され、公平な市場運営を担う公益的役割がさらに高まること
 - ③高い公共性等の要件を満たす場合、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となること
- なお、上記の改正点③により、横浜市中心卸売市場で想定される運営方式は、以下のとおりである。

- ・公設公営（開設者：横浜市、運営者：横浜市）
- ・公設民営（開設者：横浜市、運営者：指定管理者など）
- ・民設民営（開設者：民間事業者、運営者：民間事業者）

3 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について

(1) 開設者について

当協議会での他市場の報告では、民設の地方卸売市場において、開設者が卸売業者も兼ねている事例が報告された。開設者、卸売業者、仲卸業者、生産者、売買参加者、小売業者、運送業者、加工業者、関連事業者など多くの事業者が様々な立場から関わる複雑多岐な関係性を有する卸売市場においても、比較的小規模であることや卸売業者が1者であり開設者を兼ねていることで、一体的で円滑な市場運営を進めている。

一方、中央卸売市場は市場規模も大きく、卸売業者が複数者であることも多く、関係事業者数が多数となるため、事業者間の調整が複雑となる。また、地方卸売市場に比べて取引規制も多いことから、開設者には公共的な役割が求められているが、法改正により国から開設者へ様々な権限が移譲されるなど、さらに公益的役割が高まっている。

もともと中央卸売市場は消費者に適正価格で生鮮食料品等を供給するため、卸売事業者の手数料を低率に抑え、そのかわりに公設にして使用料を低く抑えるという経緯があった。当協議会においては、利益追求の民間事業者が開設者になることによる使用料改定や、国に代わって場内事業者に対して公平な指導監督ができるのかという疑問などから、公設の継続を求める意見が多数であった。

(2) 運営体制について

運営面に関する指定管理者制度の事例報告では、指定管理者制度を導入している中央卸売市場は全国で1市場のみである。その指定管理者は卸売業者、仲卸業者など場内事業者の共同出資により設立された会社である。指定管理者の公募説明会への参加事業者は複数あったにもかかわらず、応募したのは当該出資会社のみであった。

また、地方卸売市場の事例でも、指定管理者は卸売業者の関連会社であり、公募をしても外部の民間事業者の応募がない事例や、応募・落札しても結果として辞退してしまう事例などが報告された。一般的な市民利用施設などと異なり、当該市場の業務に精通していることや、複雑な市場運営を安定的、継続的に安心して任せられる会社であることが重要であると考えられる。横浜市中心卸売市場では、現時点ではそのような受け皿となるべき団体・会社はない状況である。

当協議会においては、公営の継続を求める意見が多数であるが、指定管理者制度については、課題もある一方でコスト削減などのメリットも見込まれるため、研究継続を求める意見も出されている。

(3) 今後の横浜市中心卸売市場の運営方式について

横浜市中心卸売市場は市民に対して、安全、安心な生鮮食料品等を適正価格で、安定的、継続的に供給していく役割を担っている。生産者に対してはいつでも出荷できる場として、小売店、飲食店などにはいつでも調達できる場として、場内事業者には公正な取引と適正な価格形成を行う場として、そして災害時には生鮮食料品等の供給拠点としての役割など様々な公共的役割を担っており、法改正によりさらに様々な権限と責任を負うことにより開設者に求められる役割は重みを増している。

また、生鮮食料品等への消費者ニーズの多様化や流通の多様化などによる市場取扱高の減少という傾向に対してどう対処していくのか、景気動向や天候、海水温の変化などに集荷が大きく左右される市場をどのように安定的に運営していくのか、開設者には場内事業者と課題を共有し、一致団結した取組を推進することが求められている。

これらのことを踏まえ、他都市の事例報告などを参考に5回にわたり審議を重ねてきたが、横浜市中心卸売市場の運営方式に係る当協議会としての結論は次のとおりである。

「卸売市場法改正に係る市場の運営方式については、次の理由から、公設公営として横浜市が開設運営の役割を引き続き担っていくことが望ましい。」

- ・生産者から消費者まで、すべての関係者に信頼される安全安心な市場を継続的、安定的に運営していく必要がある。
- ・法改正にともなう市場の様々なルール策定では、市場の活性化に資するルール策定が重要である。これまで原則禁止されていた第三者販売や直荷引きなどの取引ルールをどのように定めるかについては、事業者間の利害関係を超えて、市場の活性化につながるルール策定が求められる。策定にあたっては、各事業者との信頼と相互理解に基づき、公平・公正で納得感のある調整を行う必要がある。
- ・中小の小売店や飲食店などは流通ルートが限られているため、いつでも適正価格で生鮮食料品等を調達できる場としての必要性が高い。
- ・市場取扱高が減少傾向にあり、各事業者の経営環境も厳しいなか、すべての関係者が連携して取扱高を改善し、市民に対して生鮮食料品等を安定供給していくという重要な公共的役割への対応が求められている。
- ・市場には小売店、飲食店、仲卸業者など多くの中小事業者がかかわっている。横浜市中心企業振興基本条例及び横浜市商店街の活性化に関する条例を踏まえた取組を推進する横浜市が開設者となることで、中小企業振興や商店街活性化とも連動した市場活性化への相乗効果が期待できる。
- ・市場で取扱う生鮮食料品等や衛生環境には高い安全性が求められており、横浜市が開設者となることで、横浜市衛生検査所との連携による、食の安全に関する充実した検査体制が期待できる。
- ・災害時には、生鮮食料品等の供給拠点として、被災者へ供給する役割を求められており、横浜市が開設者となることで、市災害対策本部の一員として迅速な対応が期待できる。
- ・市場周辺のまちづくりにおいても、中央卸売市場の特色を生かした賑わいづくりは、市場の活性化につながるチャンスである。京浜臨海部再編整備マスタープランにおける、本場周辺地区の低未利用地の活用など中短期的な取組や埋め立て後の長期的な取組についても、横浜市が開設者となることで、総合的な取組が期待できる。

以上のことから、横浜市が開設運営者となり、これまで長年の間培ってきたノウハウを活用し、場内事業者を含めた現行の体制で官民一体となって市場の活性化を推進していくことが望ましい。運営については、指定管理者制度の導入の可能性など、効率・効果的な運営体制を引き続き検討していくことを期待する。

いずれの運営方法にしても、市場に関わる生産者から消費者までのすべての関係者の満足度を高めることが重要であり、市場全体の活性化に資するよう検討していただきたい。

市場の賑わい創出については、市場開放や料理教室などの取組が報告されたほか、京浜臨海部再編整備マスタープランにおいて、本場周辺の山内ふ頭周辺地区では、市場と連携した食をテーマとしたマルシェイベントの取組を進めることなどが報告された。また、今年9月には旧南部市場の賑わいエリアに新たに複合商業施設が開業する予定であるが、賑わいエリア及び本場の補完施設である物流エリアを加えた旧南部市場との連携、ノウハウの活用なども期待される。賑わい創出については、市場内外の事業者・関係者との連携による相乗効果など、様々な角度からの検討が望まれる。

市場の効率・効果的な運営体制や賑わいづくりなどを通じた市場の活性化については、検討することに加え、いかに実行していくかが重要である。今後策定する横浜市中央卸売市場の経営展望に反映させ、着実に実行していくことを期待する。